

## 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の骨子（案） ～災害援護資金の貸付利率等の改正～

### 1 条例改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の改正が行われ、災害援護資金について、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付け等が可能となりました。

本市については、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化を図る等の観点から、厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例を次のとおり改正します。

### 2 改正及び内容

#### (1) 災害援護資金の貸付利率の変更

法律で年3パーセントと定められている貸付利率が、「年3パーセント以内で条例で定める率」とされたことから、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化のため、貸付利率を0%とします。

#### (2) 災害援護資金の貸付けにおける償還方法の追加

法律施行令の改正により、年賦償還、半年賦償還に加え「月賦償還」が追加されたことから、借受人の償還を容易にし、債権の確実な回収を行うため、償還方法に「月賦償還」を追加します。

#### (3) 災害援護資金の貸付けにおける保証人の設定

法施行令の改正により、災害援護資金の貸付けを受ける場合の保証人の条文が削除されたことから、(1)と同様、被災者支援の充実強化のため、保証人は不要とします。

### 3 施行時期

公布の日（平成31年6月議会に提案予定）

なお、法律の改正が平成31年4月1日施行のため、条例改正の内容は、4月1日に遡及して適用します。

## 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例（災害援護資金の貸付利率等）の改正について

改正項目	改正前	改正後
貸付利率	年 3 %	0 %
償還方法	年賦償還、半年賦償還	年賦償還、半年賦償還 月賦償還
貸付の際の保証人	必要	不要